

平成 23 年度予算編成方針（抜粋）

平成 22 年 10 月 6 日

1．国の財政、経済

平成 20 年 9 月のリーマンショックから 2 年が経過し、この間、我が国経済は、世界的な経済危機を背景に大幅に悪化した後、平成 21 年春頃を底に持ち直しを続けている。

平成 22 年に入ると、企業収益が改善し、家計所得にも底堅さが見られるようになったが、民間需要を中心とした自律的回復には至っていない状況である。一方で、危機の爪あとは大きく、経済活動水準が依然として低いこともあって、デフレや厳しい財政状況といった重荷を背負ったままの持ち直しとなっている。

平成 22 年 9 月の内閣府「月例経済報告」によれば、景気の先行きは、当面、雇用情勢に厳しさが残るものの、海外経済の改善や各種の政策効果などを背景に、企業収益の改善が続くなかで、景気が自律的な回復へ向かうことが期待されている。一方、海外景気の下振れ懸念や為替レート・株価の変動などにより、景気が下押しされるリスクが強まっている。また、デフレの影響や、雇用情勢の悪化懸念が依然残っていることにも注意が必要となっている。

さらに、日本銀行が 9 月 29 日発表した企業短期経済観測調査では、足元では景況感の回復が続く半面、先行きに深刻な不安が広がっていることが反映された。

こうした中で、政権交代後の初めての本格的な編成となる平成 23 年度の予算は、予算配分を大胆に組み替えることで、財政規律を維持しつつ、国益に立脚した予算構造に改め、「新成長戦略」（平成 22 年 6 月 18 日閣議決定）の目標とする経済成長や国民生活の質の向上を目指している。また、財政健全化への取組としては、「財政運営戦略」（平成 22 年 6 月 22 日閣議決定）に基づく「歳出の大枠」（約 71 兆円）はこれを堅持し、国債発行額についても平成 22 年度当初予算の発行額（約 44 兆円）を上回らないよう、全力をあげるとしている。

2．地方財政

平成 22 年度は、財源不足が過去最高の約 18 兆円に達している。また、地方財政の借入金残高は、近年、地方税収等の落ち込みや減税による減税の補てん、景気対策等のための地方債の増発等により急増し、平成 22 年度末には 200 兆円、対 GDP 比も 42.0% となり、平成 3 年度から 2.9 倍、130 兆円の増となっている。今後、元利償還が財政を圧迫する要因となることなどから、地方財政は、構造的にみて極めて厳しい状況にある。

こうした中で、千葉県財政は、平成 22 年度の 9 月補正で地方交付税の計上を留保しているが、実質的には財源不足が生じている。平成 23 年度についても、現時点で 200 億円を超える財源不足が見込まれ、依然として大変厳しい財政状況が続いている。

3 本市の財政状況

平成 21 年度については、法人市民税など減収があったものの、個人市民税や固定資産税の伸びによる市税が増加したことや、公債費、委託料をはじめとする物件費が抑制できたことにより、財政の弾力性が向上し、健全な財政運営であったと言える。また、財政調整基金は、平成 21 年度末現在で約 118 億円余の残高を保有している。

しかしながら、平成 22 年度の市税収入は、当初予算で微増と見込んだものの、長引く景気低迷の影響から、現状では予算額を下回ることも懸念される状況となっている。また、平成 23 年度についても、多くは期待できない状況が予想される。一方、歳出面では、現行制度による各行政サービスの実施に加え、平成 23 年度が第 2 次実施計画の 1 年目であり、新たに取り組む実施計画事業はもとより、社会情勢の変化に伴う市民ニーズの拡大に対応するための事業展開も必要となっている。

こうした中で、現在のところ、決算ベースでの推計によれば、平成 23 年度は 12 億円を超える財源不足が見込まれており、市財政を取り巻く環境は、決して楽観できる状況とは言えない。そのため、引き続き都市経営の視点に立って、行財政改革の推進や、経常経費の削減による効率的な財政運営が強く求められている。

4 平成 23 年度予算編成の基本方針

平成 23 年度は、第 2 次実施計画の 1 年目として、当該事業を円滑かつ着実に推進する重要な年である。問題山積の中で、人や予算の経営資源の優先順位をつけるとともに、「選択と集中」をさらに進めつつ諸施策を推進していかなければならない。

そのため、予算編成にあたっては、第 2 次実施計画及び第 3 次行政改革推進計画の検討状況等を踏まえ、重点施策を中心とする事業への効果的な財源配分や、効率的な事業構築を進め、限られた財源の中で最大限の効果を上げること基本とし、各部局長の強いリーダーシップの下、次の基本的な考え方に基づき予算編成を行うこととする。

また、職員にあっては、一人ひとりが時代の変化を敏感に感じ取り、全ての事務事業についての評価・検証を行うとともに、真に市民が求めているものは何かということのを的確に捉え、事務事業の優先化にも取り組むこととする。

(1) 基本的な考え方

第 2 期基本計画における各施策の実現に向けて、最大限の取組みを行うこと。

都市経営の視点に立って、また、第三次浦安市行政改革推進計画の実施状況や、「行政の守備範囲の明確化」の判定結果及び事務事業評価などを踏まえて、既存事業を抜本的に見直すこと。特に、実施主体が行政でなければならないのかどうか、公的関与の必要性や費用対効果などについて、事業の存廃を含めた見直しを行うこと。

限られた財源で最大限の効果を生み出すため、行政と N P O 団体、ボランティア団体、自治会、企業などの地域の多様な自治の担い手が役割を分担し、お互いの特性を生かしながら、地域の課題を市民の目線で解決する「市民と行政が協働するまちづくり」に取り組むこと。

歳入・歳出の両面から、効率的で効果的な予算要求に取り組むこと。また、経常的経費（義務的経費を除く。）については、その節減に努め、前年度予算額以下を基本に予算編成を行うこと。